

平成22年度(2010年度) 違法伐採木材排除のための合法木材 利用推進事業の実施概要報告

違法伐採対策・合法木材普及推進委員会
(合同会議)

2011年3月8日





平成22年度違法伐採木材排除のための 合法木材利用推進事業の実施概要 構成

(資料2をご参照ください)

1. 合法木材供給体制の概要と事業概要
2. 違法伐採対策・合法木材普及推進委員会
3. 合法木材信頼性向上支援事業
4. 合法木材利用推進事業(供給体制整備、普及支援)
5. 普及体制整備事業(普及啓発)

1. 合法木材供給体制の概要と事業概要

合法木材供給体制の現状



21年度合法性・持続可能性の証明された木材・木製品の取扱実績
(報告期間:平成21年4月1日～22年3月31日)

業 種		21 年 度 実 績(未定稿)					認定事業体数		
		木材・木製品の取扱量(総数)	うち合法性等の証明されたもの	割 合		認定事業体数			
				A	B			B / A	前年度(参考)
				出荷量(千m3)	出荷量(千m3)			出荷量	
素材生産	(国内)	7,223	4,773	0.66	0.62	1,374			
素材流通	(国内注)	10,579	5,893	0.56	0.53	370			
木材加工	(国内注)	14,527	6,069	0.42	0.41	2,039			
木材流通	(国内注)	15,475	2,788	0.18	0.17	1,592			
その他	(国内注)	36	13	0.36	0.28	22			
素材流通	(輸入)	2,396	605	0.25	0.16	8			
木材流通	(輸入)	5,112	170	0.03	0.06	31			

注1 全国木材組合連合会の要請に基づいて実績報告を提出した117認定団体、5、436認定事業体の集計値である。

注2国内注:国内における流通加工業にかかるもので一部輸入材も含む。



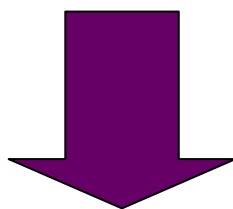
1. 合法木材供給体制の概要と事業概要

合法木材供給体制の現状

平成21年の合法木材供給実績:

認定事業体を取り扱う国産材原木の66%、原木輸入の25%が合法木材

国内材は素材流通、木材加工、木材流通すべての分野で少しずつ合法木材が増えています。

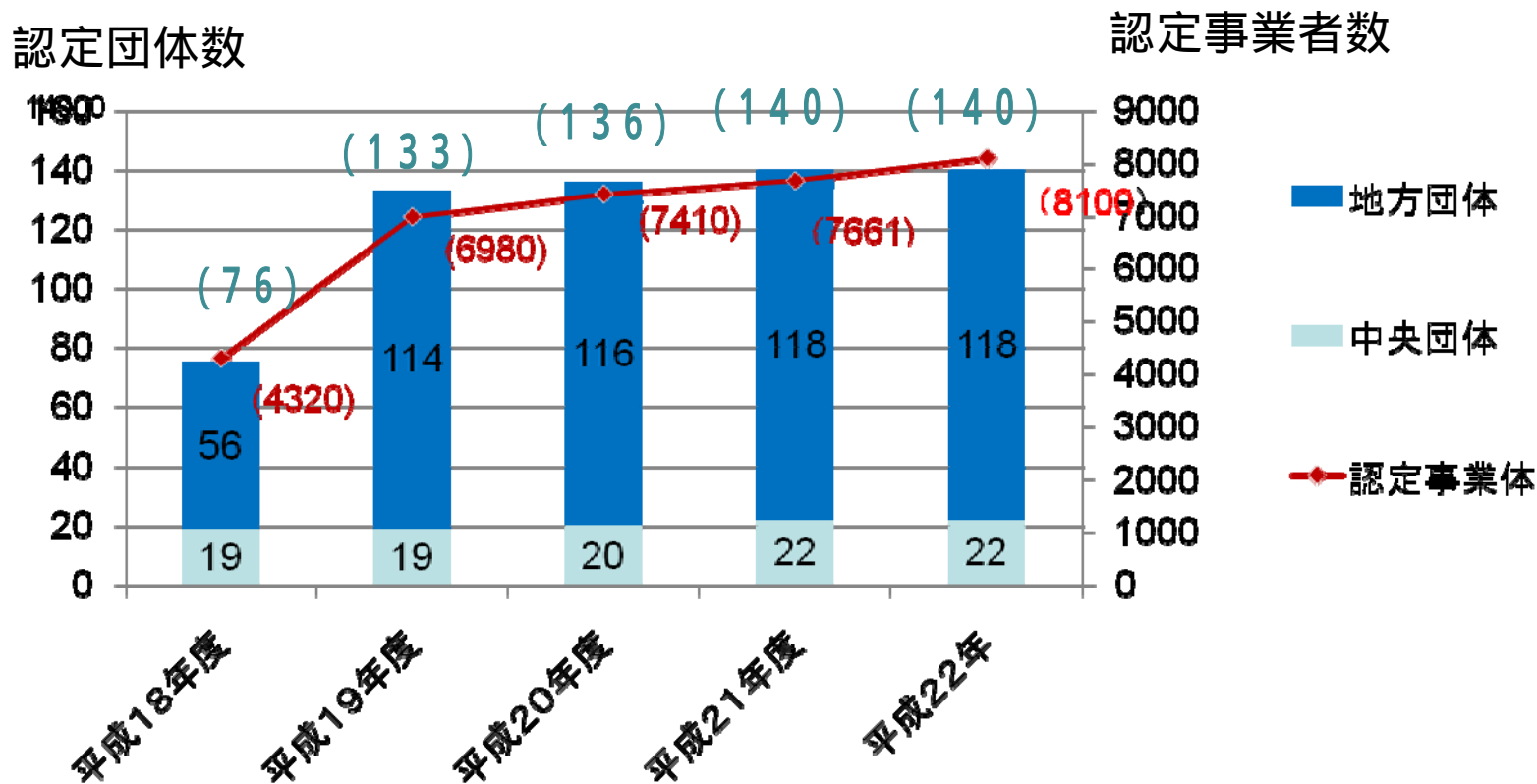


着実に合法木材供給量が増加

合法木材供給体制の現状



平成23年3月時点で、認定団体140、認定事業者8100



今までの推移

平成22年度事業の位置づけ



違法伐採対策事業が始まってから5年目となる本年度は：

(主旨) 低炭素社会へ向けて、我が国での違法伐採対策を一層効果的に実行するため、政府調達のみならず民間の市場及び一般消費者にも浸透させ、関係者に具体的なメリットが認識できるようにするとともに一層の信頼性を確保する。

< 内容 >

違法伐採対策・合法木材普及推進委員会の設置

合法木材信頼性向上支援事業

合法木材利用推進事業(供給体制整備、普及支援)

同 (普及啓発)

参考

違法伐採総合対策推進事業(18年度から20年度)
合法木材・持続可能性証明木材供給事例調査
合法性・持続可能性証明システム検証事業
合法性・持続可能性証明システム普及・啓発事業

合法性等の証明された木材の普及促進事業(21年度)
合法木材供給体制整備事業
合法木材普及拡大事業

違法伐採木材排除のための合法木材 利用推進事業と信頼性向上



- 合法木材信頼性向上支援事業
- (1) 認定団体等の登録事業(全木連)
 - ア) 認定団体等情報の信頼性向上基盤の確立(合法木材ナビの掲載基準手続)
 - イ) 認定団体等の信頼性向上(研修の実施)
 - ウ) モニタリング情報などの発信
- (2) 合法木材供給システムのモニタリング(林業経済研究所)
 - ア) 合法木材供給システムモニタリング手法の作成
 - イ) モニタリングの実施
 - 各認定団体傘下の供給事業者を一定の基準で抽出し、各認定団体に依頼して実態把握のための合法木材供給事業者モニタリングを行うとともに、団体全体の状況把握を行う合法木材供給事業者認定団体モニタリング、認定団体を一定基準で抽出して実施する合法木材供給事業者認定団体ヒアリング、官公庁のグリーン調達及び任意の合法木材調達を起点として川上に至る合法木材追跡調査を実施
- (3) 輸入材の調査(FoE ジャパン)

2. 違法伐採対策・合法木材普及推進委員会



基本方針の作成及び事業の実効性確保のため「違法伐採対策・合法木材普及推進委員会(座長:大熊東京大学名誉教授)」を設置するとともに、各事業を効果的に実施するため「合法木材普及拡大部会(部会長:柿澤北海道大学大学院教授)」及び「合法木材供給体制整備部会(部会長:永田東京大学大学院教授)」を設置した。

開催実績:

- ・違法伐採対策・合法木材普及推進委員会 第1回:6月4日
- ・合法木材普及拡大部会 第1回:6月4日、第2回:11月25日
- ・合法木材供給体制整備部会 第1回:6月4日、第2回:11月25日
委員会(第2回)、2部会(第3回):2011年3月8日



3. 合法木材信頼性向上支援事業 (各種研修会の実施)



認定団体研修

開催日: 2010年8月19～20日

場所: 東京(新木場・木材会館)

参加者数: 102団体、109名(昨年実績: 95団体、100名)

認定事業者研修

34の認定団体が実施(昨年度実績: 26団体)



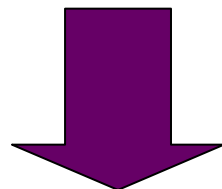
認定団体研修の様子



3. 合法木材信頼性向上支援事業 (合法木材供給団体・事業者の登録)

合法木材供給体制の信頼性向上のため認定団体等の情報公開の内容を検討し、項目の追加、変更を行った。(合法木材ナビHPの情報掲載様式の変更)

掲載情報の検討に当たっては、合法木材供給団体・事業者登録専門部会(部会長:永田東京大学大学院教授)を設置し検討した。委員会開催:7月22日



現在、変更情報を合法木材ナビに登録中

掲載情報の種類と内容



種類	掲載責任者	要件	掲載情報
認定団体情報	認定団体	ガイドラインに示す行動規範、認定手続の公表など	団体の概要、合法木材供給の活動に関する基本的な方法、連絡方法（別表1）
認定事業者情報	同上	上記の認定手続で認定され公表されている	事業の概要、合法木材供給事業等に関する情報、連絡方法など（別表2）
個別企業情報	当該企業	分別管理方針調達基準などの作成公表、監査結果の作成公表など	当該企業の概要、合法木材供給事業の内容、連絡方法（別表3）

4. 合法木材利用推進事業 (供給体制整備、普及支援)



合法性証明木材等に関する国際シンポジウム2010の開催

我が国での違法伐採問題への取組の理解を深めるとともに海外での取り組み状況についての情報交換を行うため国際シンポジウムを開催

開催日: 2010年12月10～11日

場所: TFTホール500(東京都江東区有明)

参加者: 約200名



4 . 合法木材利用推進事業 (供給体制整備、普及支援)



第二回日中木材貿易検討会の開催

中国との木材及び木材製品の貿易に関して双方の現状と問題点を認識し
意見交換を行い相互の理解を深めるために開催

開催日：2010年12月1日、 場所：中国・大連市

主催：(社)全国木材組合連合会、中国木材与木製品流通協会



当日の配布資料

4. 合法木材利用推進事業 (供給体制整備、普及支援)



中央における合法木材普及啓発イベントへの出展()

DIYホームセンターショウ

開催日: 2010年8月26~28日、 場所: 幕張メッセ(千葉市)

木工教室が大好評



4. 合法木材利用推進事業 (供給体制整備、普及支援)

中央における合法木材普及啓発イベントへの出展()

ジャパンホーム&ビルディングショー2010

開催日:2010年11月17~19日、 場所:東京ビッグサイト

事業者向けに相談コーナーを設置



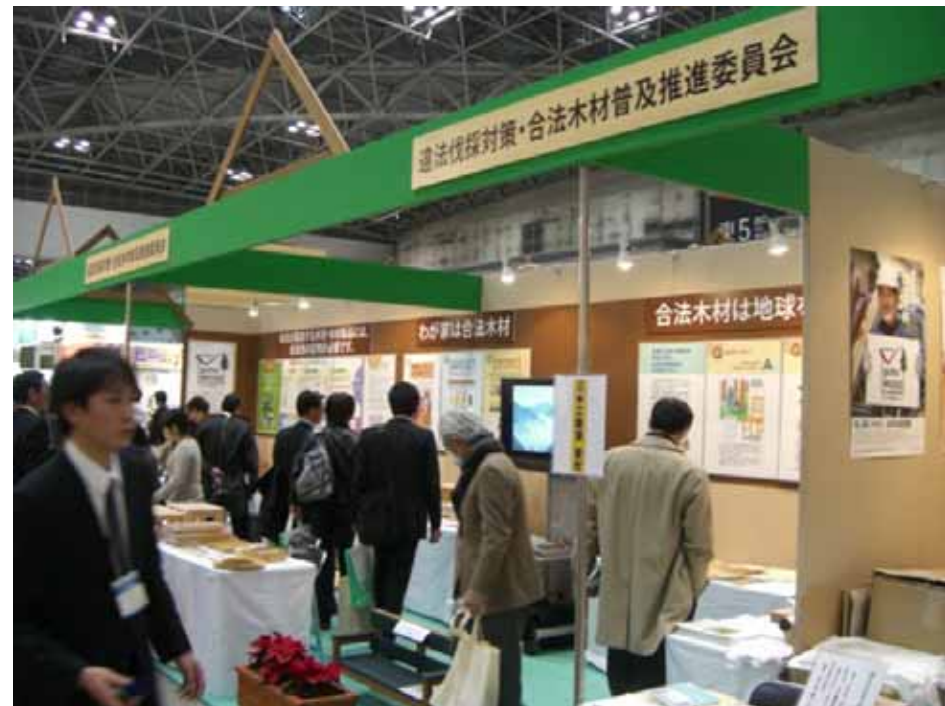
4. 合法木材利用推進事業 (供給体制整備、普及支援)

中央における合法木材普及啓発イベントへの出展()

エコプロダクツ2010

開催日:2010年12月9~11日、 場所:東京ビッグサイト

子供から大人まで大勢の来場者でにぎわう



4. 合法木材利用推進事業 (供給体制整備、普及支援)



中央における合法木材普及啓発イベントへの出展()

農林水産省「消費者の部屋」特別展示

開催日: 2011年1月31 ~ 2月4日、 場所: 農林水産省北別館

昨年引き続き2回目の展示。タイトルは「選んで、使ってGoho-wood」



4. 合法木材利用推進事業 (供給体制整備、普及支援)



ホームセンター(HC)を活用した合法木材フェアの開催()

DIY協会の協力を得て、全国のHC11店舗で合法木材フェアを実施



カーマホームセンター熱田店(愛知県)



西村ジョイ屋島店(香川県)

4. 合法木材利用推進事業 (供給体制整備、普及支援)



ホームセンター(HC)を活用した合法木材フェアの開催()

DIY協会の協力を得て、全国のHC11店舗で合法木材フェアを実施



エンチョーホームアシスト(静岡県)



ホームワイドプラス賀来店(大分県)

4. 合法木材利用推進事業 (供給体制整備、普及支援)



地方紙を活用した合法木材普及キャンペーンの実施

今年度、新たに主要な地方紙を活用して、地域の認定団体が協力して合法木材供給体制等情報をPRした。

実施実績：28県(28紙)

【広告を見た人からの反応(一部)】

- ▶ 合法木材とは何？どんな材が合法木材なのか？合法木材とそれ以外の材はどこで見分けるの？合法木材はどこで買えるの？(四国新聞読者)
- ▶ 合法木材という言葉を知った。地球環境を守るためにも合法木材を利用することが重要と感じた。合法木材をどこで手に入れたらよいか分からない。(岩手日報読者)
- ▶ 子どもの将来を考え、家を建てる時には必ず証明された木材を使うことにする。違法な伐採が地球温暖化に繋がっているとは思わなかった。(東奥日報読者)

地方紙を活用した合法木材普及キャンペーンの実施例



広告の例(上毛新聞)



● 環境にやさしい木材利用を ●

地球の環境と世界の森林を守るため、 合法木材製品をご利用下さい。

世界規模で広がる森林破壊の原因の一つが違法で無秩序な伐採です。森林・林業・木材関係団体では、木材利用を進めるためにも、業界をあげて違法伐採に反対し、木材の合法性を証明する仕組みをつくり、合法木材の供給を進めています。

合法木材製品は、グリーン購入法に基づいて、政府や自治体によって購入が進められています。皆様方も、是非合法木材をご利用下さい。

ぐんまの木で家づくり支援事業

県内に「ぐんま優良木材」を使用した家を新築または購入すると、群馬県より最大100万円補助!!

ぐんま優良木材とは?

群馬県内産の合法な素材丸太等を原材料とし、「ぐんま優良木材品質認証センター」が定める基準に適合している製材品のことをいいます。

他人事じゃない、違法伐採問題

「他人事じゃない、違法伐採問題」の現状と対策について、Goho Woodの取り組みや、木材の合法性を証明する仕組みについて、詳しく説明しています。また、木材の合法性を証明する仕組みについて、詳しく説明しています。また、木材の合法性を証明する仕組みについて、詳しく説明しています。

お問い合わせはこちらまで

群馬県木材組合連合会 前橋市西善町524-1 TEL.027-266-8220
 群馬県森林組合連合会 前橋市上大島町182-20 TEL.027-261-0615
 群馬県素材生産流通協同組合 藤岡市浄法寺530 TEL.0274-50-3311
 違法伐採対策・合法木材普及推進委員会 東京都千代田区永田町2-4-3永田町ビル TEL.03-3580-3215

広告の例(秋田魁)



環境にやさしい木材利用を!

地球の環境と世界の森林を守るため、 合法木材製品をご利用ください。

世界規模で広がる森林破壊の原因の一つが違法で無秩序な伐採です。

森林・林業・木材関係団体では、木材利用を進めるためにも、業界をあげて違法伐採に反対し、木材の合法性を証明する仕組みをつくり、合法木材の供給を進めています。

合法木材製品は、グリーン購入法に基づいて、政府や自治体によって購入が進められています。皆様方も、ぜひ合法木材をご利用ください。

お問い合わせはこちらまで

秋田県木材産業協同組合連合会
 秋田市東通二丁目7番35号 TEL.018-837-8091 FAX.018-837-8093
 秋田県森林組合連合会
 秋田市川元山下町8番28号 TEL.018-866-7421 FAX.018-866-7111

秋田県素材生産事業協同組合連合会
 秋田市南通亀の町6番40号 TEL.018-837-0051 FAX.018-837-0057
 違法伐採対策・合法木材普及推進委員会
 東京都千代田区永田町二丁目4番3号 永田町ビル TEL.03-3580-3215

4. 合法木材利用推進事業 (供給体制整備、普及支援)



合法木材ナビHPの改良(<http://www.goho-wood.jp>)

一般の消費者にも親しみやすくわかりやすい情報提供をめざし、また見たい情報にたどり着きやすい構成にするためトップページをリニューアルし、コンテンツの充実を図る(国別概要情報、英語トップページの新設等)。3月半ばに公開予定。



現在のトップページ

4. 合法木材利用推進事業 (供給体制整備、普及支援)



合法木材ナビHPの改良

デザイン室 - Windows Internet Explorer

http://www.unideev.com/client/moku_goho/top0.html

Google

キーワードを入力して検索

検索

動画 ニュース 急上昇 メール ボタン追加 翻訳 ポップアップブ... 共有

設定 woodan...

お気に入り おすすめサイト 本日のおすすめアド...

トップページ (上部)

デザイン室

田 違法伐採木材排除のための合法木材利用推進事業 当サイトについて 品 サイトマップ お問い合わせ

違法伐採を減らし持続可能な森林経営を支援し、安全・安心な合法木材流通を作るサイト

合法木材ナビ (社) 全国木材組合連合会 (違法伐採対策・合法木材普及推進委員会)

Language: Japanese World

Home 木材・木材製品を調達する皆さまへ 木材・木材製品供給者の皆さまへ よくある質問 参考資料

→ わが家が合法木材な理由。

→ 合法木材って？

→ 違法伐採が問題なわけは？

→ 違法伐採への政府の対策は？

→ 合法性を証明する方法は？

わが家は
合法木材。

21:30
2011/03/05

4. 合法木材利用推進事業 (供給体制整備、普及支援)



合法木材ナビHPの改良

トップページ (下部)

合法木材ナビレーター

バックナンバー&登録はこちら

Google カスタム検索

ビデオギャラリー

Goho-wood 日本の違法伐採対策

19分



▶ 動画を見る (640×480)

▶ 動画を見る (320×240)

Topics

イベント

農林水産省「消費者の部屋」で合法木材をPRしました **NEWS** (2011.2.8)

イベント

農林水産省本省「消費者の部屋」での特別展示「選んで、使ってGoho-wood」開催について-終了しました- (2011.1.18)

イベント

第2回日中木材及び木製品貿易検討会を開催しました。(2010.12.21)

イベント

エコプロダクツ2010で合法木材をPRしました。(2010.12.17)

イベント

合法証明木材等に関するシンポジウム2010 一違法伐採問題に対処する日本の取組 - 開催結果 (2010.12.14)

更新情報

英語版のパンフレットを掲載しました。(2010.11.26)

イベント

Japan Home & Building Showで合法木材をPRします。-終了しました- (2010.11.9)

更新情報

「合法証明木材等に関する国際シンポジウム2010(仮称)」の業務委託事業者の募集について -終了しました- (2010.10.19)

合法木材製品事例のご紹介



→ その他製品事例ページ

5 . 普及体制整備事業 (普及啓発)



合法木材普及地方拠点キャンペーンの開催

都道府県で開催する建築フェアなどと連携して自治体関係者や一般消費者に合法木材の普及啓発を実施。

実施団体数：30団体(去年は23団体)

マスコミを使ったPR

展示会開催、シンポジウムの開催等に合わせてマスコミを活用してPRを実施。

実施件数：5件

公共建築物木材利用促進に 関する基本方針と合法木材

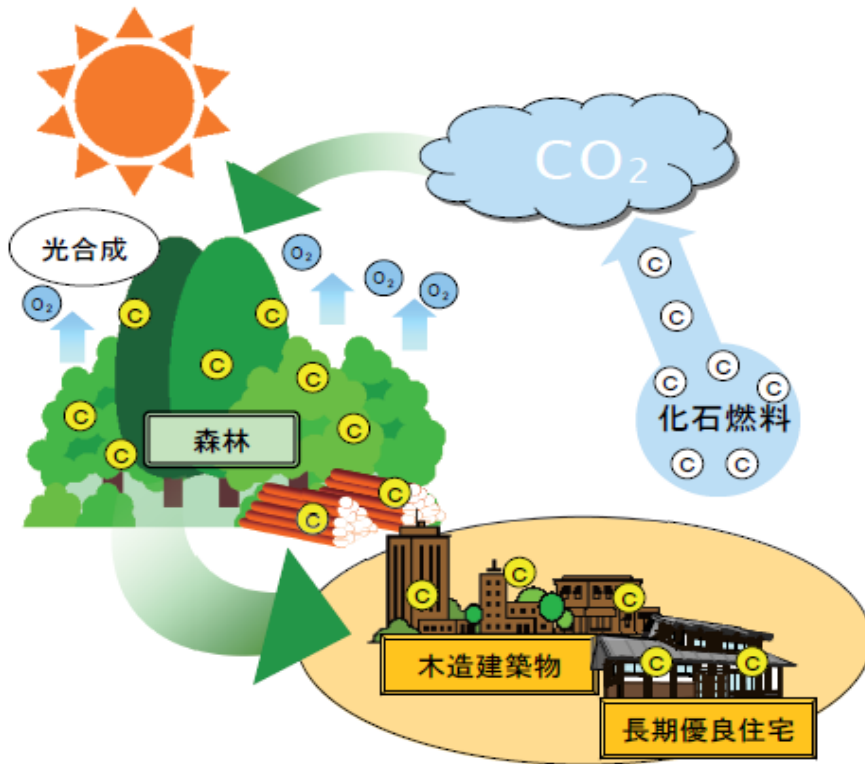


- 公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針案 8月14日公表
(9月12日までの意見募集)
 1. 公共建築物における木材の利用促進の意義及び基本方向
 2. 公共建築物における木材の利用促進のための施策に関する基本的事項
 3. 国が整備する公共建築物における木材の利用の目標
 4. 基本方針に基づき各省各庁の長が定める公共建築物における木材の利用の促進のための計画に関する基本的事項
 5. 公共建築物の整備の用に供する木材の適切な供給の確保に関する基本的事項
 6. その他公共建築物における木材の利用の促進に関する重要事項

22年度木のいえ整備促進事業 (長期優良住宅普及促進事業)



《木のまち・木のいえ》の整備による
低炭素社会の実現への貢献



「木のまち」の整備促進

○ 先導的な設計・施工技術を導入する大規模木造建築物等の建設費の一部を助成

《補助の要件》

構造・防火面の先導的な設計・施工技術の導入

基準上特段の措置を要する一定規模以上のもの

多数の者が利用する施設又は設計・施工に係る技術等の公開等

○ 補助要件を満たすもののイメージ



木質ハブリッド構造部材の使用

「木のいえ」の整備促進

○ 中小住宅生産者による地域材を活用した木造の長期優良住宅等の建設費の一部を助成

《補助の要件》

長期優良住宅の認定



所定の住宅履歴情報の整備



建設過程の公開



調査・普及

評価・事務

技術基盤強化

22年度木のいえ整備促進事業 (長期優良住宅普及促進事業)



1. 一般型対象住宅

1. 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年12月5日法律第87号)に基づき、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画の認定を受けたものであること
2. 補助事業の実績報告を行うまでに一定の住宅履歴情報の適切な整備及び蓄積がなされていること
3. 建設過程の公開により、関連事業者や消費者等への啓発を行うこと

2. 地域資源活用型対象住宅

(「一般型対象住宅」の要件に加え、次の全ての要件を満たす木造住宅を対象)

1. 産地証明等がなされている木材を使用すること【次スライド】
2. 構造材(柱・梁・桁・土台)の過半において1)の木材を使用すること

「産地証明等がなされている 木材を使用すること」について



- 地域資源活用型対象住宅の補助の要件「産地証明等がなされている木材」については、次のイからハまでのいずれかに該当するものとします。
 - イ 都道府県により産地が証明される制度又はこれと同程度の内容を有する制度により認証される木材・木材製品(例:都道府県等が実施する認証制度、木材表示推進協議会(FIPC)などの認証制度)
 - ロ 森林経営の持続性や環境保全への配慮などについて、民間の第三者機関により認証された森林から産出される木材・木材製品(例:森林管理協議会(FSC)、PEFC森林認証プログラム(PEFC)、「緑の循環」認証会議(SGEC)などの認証制度)
 - ハ 林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(平成18年2月)に基づき合法性が証明される木材・木材製品
- 合法性、持続可能性の証明について
 - 合法性、持続可能性が証明される木材・木材製品については、合法木材ナビホームページ(<http://www.goho-wood.jp/>)などにおいて確認できます。